

論文

台湾における社会の変遷と遺言法

黄 詩 淳*

目次

一 現在までの家族法の改正と本稿の視点

二 高齢化及び家族機能の衰退

1. 人口の高齢化
2. 家族機能の衰退
3. 小括

三 遺言法の変化

1. 遺言数の増加
2. 遺言による財産処分の進展

(1) 遺贈

①遺贈と認定される処分

* HUANG, SIEHCHUEN. 北海道大学法学博士。国立台湾大学法律学院助理教授。本稿は、2011年11月5日に流通経済大学の法学部開設10周年記念・学術研究会で行った報告をもとに加筆・修正したものである。同報告は村田彰教授のご助力により実現したもので、心より感謝を表したい。なお、本稿は、国科会100年度専題研究計画「死因贈与之機能与存在意義：類型化研究之嘗試」（計画番号：100-2410-H-002-085）および財団法人住友財団2010年度アジア諸国における日本関連研究助成（「日本の高齢社会における家族の変貌と財産承継——台湾に与えうる示唆」）の研究成果の一部である。

②遺贈の法的効力

③遺贈の登記手続

(2) 相続分の指定

①相続分の指定と認定される処分

②相続分の指定の法的効力

③相続分の指定の登記手続

(3) 遺産分割方法の指定

①遺産分割方法の指定と認定される処分

②遺産分割方法の指定の法的効力と登記手続

四 結びに

1. 本稿のまとめ

2. 残された問題

一 現在までの家族法の改正と本稿の視点

中華民国の民法親族編と相続編はともに、1931年5月5日（台湾では1945年）から施行されている。そのうち、親族編は、この十数年間で、もっとも頻繁に改正されている法分野であり、今日に至るまで、すでに14回にも及んでいる¹⁾。この法改正は、言うまでもなく、経済成長、産業構造、家族の形態ないしライフスタイルの変化などの社会的要因が背景となっているが、その中でも特に指摘すべきことは、1987年の戒厳令解除である。戒厳令の解除により、政治的には民主化が進み、集会・結社の自由が認められたため、女性団体による積極的な活動が可能となり、その力が親族法改正を結実させたと一般的に評されている²⁾。それと同時に、司法院大法官会議（憲法裁判所）による違憲審査も重要な役割を果たしてきた³⁾。すなわち、大法官会議によって幾つかの条文が違憲と宣告され、それが多くの法改正のきっかけとなった。もっとも、問題となるケースが憲

法裁判所に回付されたのもまた、女性団体の活動がもたらした成果であった。

親族編の法改正の過程に関しては、すでに一定の研究が存在する。例えば、一夫一婦制，男女の実質的平等及び未成年者の保護が憲法上の価値として認められ，さらに，そこから抽出された台湾法における典型的な家庭像が，夫婦とその間の未成熟子から構成される核家族であり，国から制度的保障を受けるとされている⁴⁾。また，日本語で台湾の法改正の内容を紹介する文献⁵⁾もあるため，本稿では親族編に関して詳しくは立ち入らない。

-
- 1) 法改正の内容に関する紹介は，日本語の文献として，劉得寬「中華民國（台湾）の民法親屬（族）相続編の改正について」法学（東北大学）50巻5号（1987年）861～897頁，黄宗楽「台湾における親族法の改正について（4）」戸籍時報492号（1998年）8～16頁，黄宗楽「台湾における親族法の改正について（5・完）」戸籍時報493号（1998年）23～32頁，清水秋雄「台湾の家族法の改正について」二松学舎大学国際政経論集13号（2007年）39～54頁，笠原俊宏「中華国民民法親族編及び相続編の改正」戸籍時報625号（2008年）21～28頁，林秀雄「台湾における養子法の改正について（上）」戸籍時報630号（2008年）10～22頁，林秀雄「台湾における養子法の改正について（下）」戸籍時報631号（2008年）16～23頁，岡孝「台湾における成年後見制度の改正について」岡孝・沖野眞巳・山下純司編『東アジア私法の諸相』（勁草書房，2009年）1～17頁，笠原俊宏「中華国民民法総則編及び親族編の改正（上）」戸籍時報637号（2009年）31～42頁，笠原俊宏「中華国民民法総則編及び親族編の改正（下）」戸籍時報638号（2009年）14～26頁，鄧学仁「台湾親族法の改正（上）」戸籍時報652号13～28頁（2010年），鄧学仁「台湾親族法の改正（下）」戸籍時報653号2～21頁（2010年）。
 - 2) 陳昭如「在棄権与争産之間——超越被害者与行動者二元对立的女兒继承権実践」台大法学論叢38巻4期（2009年）162～163頁。
 - 3) 陳惠馨「憲法解釈对身分法制發展之影響」憲政時代32巻1期（2006年）63～64頁。
 - 4) 施慧玲「民法親屬編之理想家庭図像——從建構制度保障到寬容多元價值？」月旦民商法雜誌17期（2007年）19～38頁。李立如「親屬法修正的軌跡——從父權体制到個人權益保障」月旦民商法雜誌17期（2007年）39～54頁。
 - 5) 鄧学仁「台湾親族法の改正（上）」戸籍時報652号（2010年）13～28頁，「台湾親族法の改正（下）」戸籍時報653号（2010年）2～21頁。

それとは対照的に、相続編は1985年、2008年、2009年6月（後二者は同様の理念に基づくものであるため、以下では一括して論じることとする）、および、2009年12月の4回の改正を経るに止まっている。従来から高い注目を集めていた親族編とは異なり、相続編に対する社会的な関心は低い。その傾向は、法改正の数以外にも、関連する大法官解釈の少なさからも見て取ることができる。具体的には、釈字第57号と第70号は代襲相続に関するもの、第437号は相続回復請求権について判断したもの、第457号は国有農場の土地・宿舎に関する相続の規定（特別法）が男女平等に反するとしたもの、釈字第668号は民法相続編の施行前に相続が開始し、相続人を選定しなかった事例に関するものである。その他はすべて遺産税（相続税）の規定の合憲性をめぐる税法上のものである。

なぜ相続編は親族編と異なり、戒厳令解除後の法改正の風潮に巻き込まれなかったのか。簡単にいえば、かつて親族編には多くの男女不平等の規定、例えば、子は原則として父の氏を称する、夫婦財産の管理・使用・収益権は原則として夫に帰属する、離婚後の子の親権は原則として父に単独で帰属する、という規定が存在したため、リベラル・フェミニストが多くを占めている台湾の女性団体は、これらの明白に形式的に不平等な規定を改正の目標としたが、相続編は1930年代立法時から、文言上、配偶者相続権の容認のほか、血族相続においても性別の差がまったくないため、これまでもっぱら法の下での平等に注目していた女性運動による批判を免れていた⁶⁾。

ところで、21世紀に入ってから、相続債務の問題は突然に社会の関心を集め、2008年と2009年の相続編改正の契機となった。すなわち、相続放棄や限定承認の手続きをせず、多額の債務を相続してしまった未成年の相続

6) 陳・前掲註(2)「在棄権与争産之間—超越被害者与行動者二元对立的女兒繼承權實踐」163頁。

人が当時多数存在し、その救済が急務として認識され、立法院は相続編の一部改正に踏み切った⁷⁾。ただ、2008年の改正は、無能力または制限行為能力の相続人（当時の民法1153条2項⁸⁾）、及び相続開始後に初めて責任を生じた保証債務（同1148条2項）に限り、限定責任が適用され、内容的には中途半端なものであったため、施行されてから間もなく再改正を余儀なくされた。次に2009年の改正は、もはや相続人や相続債務の種類を問わず、完全な限定責任の原則を導入し（現行法1148条2項⁹⁾）、しかも、相続人が特別な手続をしなくても限定責任を主張できるという変革である。このような過激な改正は、多くの疑問と困難を残し、研究者の厳しい批判を招いただけでなく¹⁰⁾、もともと法務部の予定していた相続法の全般的な見直しの計画をも妨げ、結果的に相続法に対する全面検討・改正の機を再び逃してしまった。

日本では近年、高齢社会の進行と社会経済状況の変化とともに、遺言の利用ないし相続に関する紛争と裁判例が著しく増加していると一般的に指

7) 立法記録として、立法院公報96卷79期（2007年）23～26頁、29頁は明確にこの経緯を述べている。以下の文献もまた、法改正の背景として未成年者の債務相続の問題に言及している。鄧学仁「繼承法修正簡介及評釈」法令月刊59卷7期（2007年）59頁、林秀雄「論民法繼承編之修正及其問題点（上）」司法周刊1387期（2008年）2版、吳焜宗「保障債務之有限責任繼承—民法繼承編施行法第一條之二—」台湾本土法学107期（2008年）321頁、陳業鑫「民法繼承編修正始末及影響」全国律師12卷2期（2008年）2頁、林瓊嘉「談擔債困境與吊詭的繼承—法律的公平現象、掩蓋社会的不公平—」全国律師12卷2期（2008年）39頁、張宏銘「未成年子女繼承制度修正之評釈」万国法律160期（2008年）91頁。

8) この改正について、条文の日本語訳は、笠原・前掲註（1）「中華民國民法親族編及び相続編の改正」23～26頁。

9) 条文の日本語訳は、笠原俊宏「中華民國民法相続編の改正（民国九八年五月二二日）」戸籍時報649号（2009年）22～23頁。

10) 林秀雄「評析二〇〇九年繼承法之修正」月旦法学171期（2009年）89頁は、2009年の法改正を「革命的な仕方では、既存の法体系と相容れない」と評した。

摘されている¹¹⁾。これは相続・遺言に関する研究の必要を促す背景ともいえよう。では、台湾はどうであろうか。法典の改正及び大法官会議の解釈を観察すれば、親族編と比べ相続編にはあまり変化がないという結論になりかねないが、台湾において施行から67年間も経過した相続の現実（生ける法）が、時代の変遷と共に変化していないとは考えがたい。したがって、本稿は、法が社会を離れたものではないという考え方及び社会の高齢化が遺言の利用に繋がる可能性に基づき、1987年の戒厳令解除を境として台湾社会が激変したことに鑑み、主にそれ以降の人口構造ないし家族形態の変遷について述べ、さらに、遺言の変化を統計資料と遺言の内容から描きだし、台湾で現在進行中の遺言法の現実¹²⁾の特徴を明らかにしたいと考える。

二 高齢化及び家族機能の衰退

法の問題に触れる前に、相続・遺言に影響を与えうる社会の現状を把握する必要があるため、まずはこの数十年間における台湾の高齢化と家族規模の縮小について述べておく。

1. 人口の高齢化¹³⁾

医療及び生活環境の改善により、台湾人の平均寿命は著しく上昇してきている。1960年に男性の平均寿命は62.3歳、女性は66.4歳であった。これ

11) 例えば、床谷文雄「一 総論 遺言法の課題——遺言者の終意はいかなる意味で尊重すべきか」野村豊弘・床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（2008年、商事法務）3頁、松原正明『全訂 判例先例 相続法Ⅳ』（2010年、日本加除）3～7頁、犬伏由子「各章のテーマの位置づけと問題点」久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分 第1巻 遺言』[第2版]（2012年、日本評論社）34頁。

12) ここの「遺言法」とは制定法すなわち民法の条文に限られず、生ける法という意味である。なお、制定法に関する考察・比較は、既に先行研究があり、黄宗楽「日、韓、台三国における遺言法の差異と問題点」戸籍時報639号（2009年）2～13頁。

に対して、2010年に男性の平均寿命は76.2歳、女性は82.7歳に達している（〈表一〉を参照）。言い換えれば、現在の高齢者は50年前の高齢者と比較すれば、男性では14年間、女性では16年間の老後生活が増加している。戒厳令解除直後の1990年の数字と比べても、現在は当時より5歳も伸びている。

〈表一 台湾人の平均寿命〉（歳）

	男	女
1960年	62.3	66.4
1970年	66.7	71.6
1980年	69.6	74.5
1990年	71.3	76.8
2000年	73.8	79.6
2010年	76.2	82.7

※データは中華民国内政部戸政司戸籍人口統計年報から。

また、65歳以上の高齢者の数が占める総人口の割合も上昇しつつあり、1993年に初めて7パーセントを超え、高齢化社会となったが、現状のまま推移すれば、2017年にその数は14パーセントを超え、高齢社会に突入すると予想される¹⁴⁾。その他、高齢者の絶対数を見れば、2010年末には約248万人であるが、20年前の1990年のほぼ倍となっている（〈表二〉を参照）。高齢化社会から高齢社会へと転換するのに要した期間は24年間と見込まれ、世界的に見ても短いものであり、日本とほぼ同様である。

〈表二 1990年以降の台湾の人口構造〉

	0～14歳 (%)	15～64歳 (%)	65歳以上 (%)	65歳以上の人口数
1990年	27.08	66.70	6.22	1,268,631
1995年	23.77	68.60	7.64	1,631,054
2000年	21.11	70.26	8.62	1,921,308
2005年	18.70	71.60	9.70	2,216,804
2010年	15.65	73.61	10.74	2,487,893

※データは中華民国内政部戸政司戸籍人口統計年報から。

13) 少子化もまた同様に進んでいる。合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子供の平均数）を例とすれば、1951年は7.040、1990年は1.810、2010年は0.895であり、もはや世界最低レベルに並んでいる。ちなみに同時期に日本の合計特殊出生率はそれぞれ3.65、1.53、1.39である。少子化は台湾にとっては深刻な問題であるが、本稿とは直接関連がないため詳しくは立ち入らない。

2. 家族機能の衰退

最近二度にわたって実施された世帯構成に関する調査結果によれば、台湾の世帯は、依然として夫婦及びその未婚の子で構成される核家族が最も多い（〈表三〉を参照）。とはいえ、2004年の核家族世帯の割合は全世帯の46.7%であるが、1988年の59.10%と比べれば、核家族の割合が徐々に減少してきていることは明らかである。三代家族世帯も同様に減少する傾向にある。これに対して、一人世帯、夫婦世帯、片親世帯、祖父母と孫の世帯の割合は増加している。

〈表三 台湾における世帯構成の比較〉

	1988年	2004年
全世帯数（千）（割合）	4,735.2（100%）	7,083.4（100%）
一人世帯数（割合）	283.3（6%）	704.1（9.90%）
夫婦世帯数（割合）	362.3（7.7%）	1,003.7（14.20%）
片親世帯数（割合）	273.2（0.80%）	548.3（7.70%）
祖父母と孫の世帯数（割合）	39.5（0.80%）	81.8（1.10%）
核家族世帯数（割合）	2,799.7（59.10%）	3,307.2（46.70%）
三代家族世帯数（割合）	790.4（16.70%）	1,077.5（15.20%）
1世帯当たり人員（人）	4.1	3.2

※データは中華民国主計処から。

また、一世帯の平均人数は減少する一方であり、1991年は3.94人であったのに対し、2010年には2.92人へと低下している。家族規模の縮小は、日本（2010年は2.46人）ほどではないものの確実に進行している。

家族規模の縮小及び女性の社会進出の増加¹⁵⁾は、自然に家族の機能を弱体化させ、高齢者介護の担い手の不足に繋がる。また、離婚率の上昇¹⁶⁾及び人口移動の頻繁さも、一人または夫婦のみで生活せざるを得ない高齢者数を増加させる一因である。

14) 行政院経済建設委員会『2010年至2060年台湾人口推計』（経建会、2010年）17頁。

15) 台湾の女性の就労率は年々増えてきており、1991年は44.39%であり、2009年は49.6%に達している。ちなみに同時期の日本における数字はそれぞれ49.5%と46.3%であり、かえって若干減少している。

3. 小括

調査によれば、台湾の高齢者の生活を支える収入源は、その割合は徐々に減ってはいるものの、子による扶養が最も多い¹⁷⁾。しかし、縮小しつつある台湾の家族が過去と同様に高齢者に対して全般的な療養看護ないし経済的支援を提供することは難しく¹⁸⁾、また、平均寿命の上昇で定年後から死亡までの高齢期間がかつての10年間から現在の20年間へと長期化したため、積極的に自らの財産を活用し安定した老後生活を求める高齢者の要求が高くなってきている。実際にこのようなエスティート・プランニングは必ず相続法に定められている処分、例えば遺贈、相続分の指定、遺産分割方法の指定、または死因贈与等の一環である。要するに、高齢社会における財産承継は、もはや立法者が用意したデフォルト・ルール、つまり無遺言の法定相続に限られるものではなく、むしろ高齢者の現実の需要に合わせて、様々な終意処分が多用され、場合によっては生前処分へと拡大してきている。加えて、ほとんどの遺産の性質が、産業構造の変化や家族形態の変化とともに、すでに家産ではなくなり、純粋な個人財産となっているから、被相続人が家族以外の第三者に財産を処分しても、または法定相続の割合とは異なった配分を行っても、それほど非難には値しないと思われる。

16) 台湾の離婚率は千人につき、1982年には0.92であったのに対し、2011年は2.46であり、韓国並みである。他方で、日本2010年の離婚率は1.99である。

17) 内政部統計処「老人状況調査結果摘要分析」(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/Survey/98old.doc>からダウンロードできる)(2009年)59頁の表8-5「65歳以上老人之主要経済来源」によれば、高齢者の主な収入が子による扶養の割合は42%である。これに対して、2000年の調査では47.13%だった。

18) 孫迺翊「親屬法与社会法的交錯領域——一個教学構想的嘗試」台湾本土法学雑誌89期(2006年)92~93頁は、核家族化の進展が家族の扶養の機能に不利な影響を与えると指摘している。

三 遺言法の変化

これまで本稿は90年代以降の台湾の社会の変遷ならびにそれが相続法に与えるインパクト、すなわち法定相続分と異なる遺産配分が増加するのではないかということを中心にまとめてきた。その根拠として、以下では台湾における遺言法の現状、つまり遺言の数の増加及び新しい遺言による財産処分について詳しく検討していく。

1. 遺言数の増加

まず、明確な統計資料のある公証人が携わった（遺言に限らない）相続関係証書の数を見てみよう。台湾の公証人には、裁判所に属する公証人、及び2001年4月以降開始した民間公証人の二種類がある。〈表四〉はこの二十年間の変化を示しているが、公証人が作成した相続関係の公正証書及び認証したものは、1990年代には全体業務の0.28%にすぎないが、2010年頃には2.8%まで上がってきている。

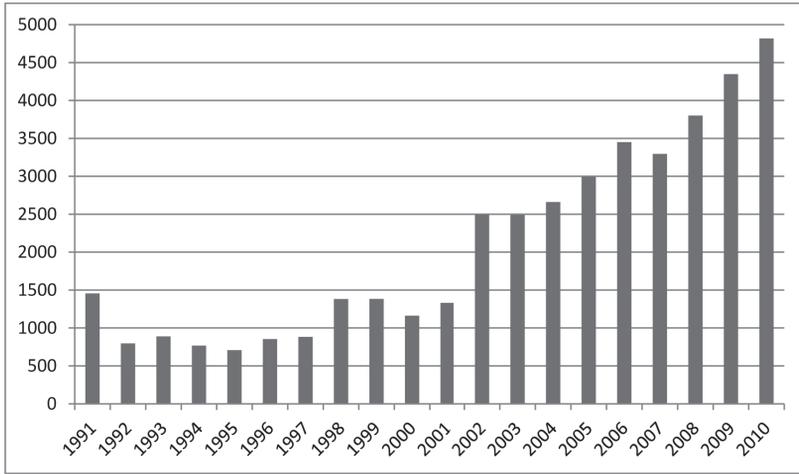
また、相続関係証書の絶対数（裁判所の公証人及び民間公証人が作成した証書を合わせたもの）を観察すれば、この10年間の増加傾向は一目瞭然である（〈図一〉を参照）。

また、これらの相続関連証書の中の、本稿が注目する被相続人の遺産配分すなわち遺言の示す割合も確実に増加している。ただし、裁判所の公証人が関与した証書の統計資料は、2003年まで「遺言」という下項目が存在しなかったため、以下では2003年以降の数字を取り上げることとする。〈表五〉と〈図二〉から、遺言の絶対数は、8年の間にすでに2.3倍にも増加している。それに加えて、この数が毎年の死亡人口に対する割合も徐々に上昇してきているから、台湾社会における遺言利用者は増えつつあると言ってよかろう。

〈表四 公正証書で作成され、または公証人による認証を経た相続関係証書の数量〉

年度	裁判所の公証人が作成したもの				民間公証人が作成したもの			
	相続関係の公正証	相続関係の私文書の認証	公正証書と認証の全体数	相続関係証書の割合(%)	相続関係の公正証書	相続関係の私文書の認証	公正証書と認証の全体数	相続関係証書の割合(%)
1991	88	1,367	305,655	0.48	—	—	—	—
1992	96	700	325,869	0.24	—	—	—	—
1993	91	797	391,438	0.23	—	—	—	—
1994	112	655	449,500	0.17	—	—	—	—
1995	78	629	482,268	0.15	—	—	—	—
1996	68	786	465,713	0.18	—	—	—	—
1997	52	831	460,226	0.19	—	—	—	—
1998	77	1,304	441,254	0.31	—	—	—	—
1999	81	1,302	369,128	0.37	—	—	—	—
2000	82	1,080	251,896	0.46	—	—	—	—
2001	60	1,103	207,964	0.56	66	102	19,728	0.85
2002	86	1,514	61,186	2.61	474	423	74,020	1.21
2003	107	1,015	53,161	2.11	626	741	38,649	3.54
2004	90	934	94,110	1.09	856	781	110,453	1.48
2005	83	1,372	84,839	1.72	739	800	116,292	1.32
2006	91	1,471	82,140	1.90	997	891	110,959	1.70
2007	99	1,097	75,678	1.58	1,091	1,008	122,490	1.71
2008	86	1,322	58,568	2.40	1,272	1,120	127,931	1.87
2009	99	1,414	45,197	3.35	1,499	1,335	137,598	2.06
2010	94	1,384	42,575	3.47	1,760	1,579	134,186	2.49

※データは司法院『司法統計提要』（1991年～2003年）及び『司法統計年報』（2004年～2010年）から。

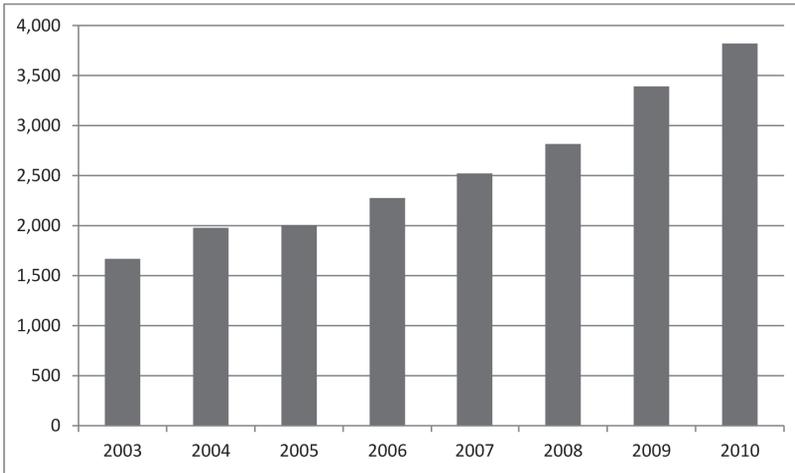


〈図一 相続関係証書の数量の変化〉

〈表五 公正証書遺言・遺言の認証の数及び死亡人口に占める割合〉

年度	裁判所の 公証人による公正 証書遺言	裁判所の 公証人による遺言 の認証	民間公証 人による 公正証書 遺言	民間公証 人による 遺言の認 証	公正証書 遺言と遺 言認証の 全体数	年度の 死亡人口	公正証書 遺言と遺 言認証が 死亡人数 に対する 割合 (%)
2003	105	602	576	384	1,667	130,801	1.27
2004	78	642	794	463	1,977	135,092	1.46
2005	77	669	716	543	2,005	139,398	1.44
2006	87	694	865	629	2,275	135,839	1.67
2007	87	714	1,047	673	2,521	141,111	1.79
2008	76	749	1,172	819	2,816	143,624	1.96
2009	76	854	1,406	1,055	3,391	143,582	2.36
2010	85	919	1,648	1,168	3,820	145,772	2.62

※データは司法院『司法統計提要』（2003年）及び『司法統計年報』（2004年～2010年）から。



〈図二 公正証書遺言と認証された遺言の数量〉

上述したことは、法定された均分・共同相続というルールが被相続人のニーズに合致しなくなり、その結果、被相続人が積極的に遺言を用い遺産配分の内容と方法を変えていることを意味するのではないかと推測できる。

2. 遺言による財産処分の進展

台湾ではこの二十年間、遺言は量的に増えているのみならず、質的にも目覚ましい変化を見せている。その傾向を明らかにするため、以下では遺言による財産処分の内容について分析する。既に述べたが、民法の条文はほとんど変わっていないので、論証の素材としては（不動産登記に関する）特別法、裁判例及び行政解釈¹⁹⁾を対象とする。

まず、遺言による財産処分とは何かを少し述べておく。台湾民法の第1187条は、被相続人は遺留分に反しない限り、遺言により自由に遺産を処分することができる」と定めている。これは日本民法第964条の規定に類似しており、「遺言による財産処分」とは何かについて明言していない。台

湾の学説は、「遺言による財産処分」とは何かについてまったく触れておらず、ただ「遺言事項」を定義しているのみである。すなわち、通説によれば、遺言事項は、監護人の指定、認知、遺産分割方法の指定・指定の委託、遺産分割の禁止、遺言の撤回、遺言執行者の指定・指定の委託、死亡退職金を受給する遺族の指定、寄付行為、遺贈、相続分の指定である²⁰⁾。そのうち、遺贈、相続分の指定および遺産分割方法の指定は同様に被相続人の遺産の配分に関する指示であり、しかも遺留分減殺請求の対象となる²¹⁾ため、本稿では遺言による財産処分という概念で一括する。この三者は確かに概念的には区別されているが、具体的な状況の下で、例えば、「遺産の中の甲土地はAに分配する」という処分は、一体特定物の遺贈なのか、またはAの価値が法定相続分を超えたため相続分の指定に属するのか、あるいは遺産分割方法の指定かは必ずしも容易に判断できないと考えられる²²⁾。以下は台湾の判例と学説の見解を考察するが、結論を先取りすれば、かつての裁判例は確かに学説の指摘通り三種類の遺言による財産処分を特に区分せずに取り扱っていたが、最近に下されたいくつかの最高法院の判決は、三者の違いを明確に意識し、学説が想定していなかった遺言による財産処分の効力を認め始めている。

19) 裁判例及び行政解釈は、司法院のデータベース（法学資料検索系統<http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>）を利用して収集されたものである。当データベースは、すべての司法解釈と最高法院判例、公式判例集に掲載された最高法院判決、1990年以降に公裁判所に掲載された高等及び地方法院判決、さらに、（判例集に掲載されていないものも含め）1996年以降のすべての最高法院判決、及び2000年以降のすべての高等及び地方法院判決である。

20) 林秀雄『継承法講義 [四版]』（自費出版、2009年）220頁。

21) 林・前掲註（20）『継承法講義 [四版]』336頁。戴炎輝・戴東雄・戴瑀如『継承法』（自費出版、2010年）316頁及同頁註183。陳棋炎・黃宗樂・郭振恭『民法繼承新論 [七版]』（三民、2011年）402頁。

22) 谷口知平編『注釈民法（25）相続（2）』（有斐閣、1970年）156～157頁 [有地亨]。台湾では、吳煜宗「遺囑之解釈」月旦法学教室38期（2005年）17頁。

(1) 遺贈

遺贈について台湾の民法には1200条から1208条までの明文の規定が存在する。

①遺贈と認定される処分

例えば、最高法院86（1997）年度台上字第2864号判決では、遺言で「遺産の中の甲、乙土地をA（被相続人の孫）に遺贈する」と明確に記載されている場合には、これを裁判所は特定遺贈と認定している。

特定遺贈はその判定が明確なケースでは、異論が少ないが、問題は例えば「遺産の半分を（孫の）Bに遺贈する」という処分が、遺贈と認められるかである。なぜなら、台湾には日本民法990条のように包括受遺者が相続人と同一の権利義務を有するという明文の規定がなく、学説も消極的な態度を採った²³⁾ため、包括遺贈が概念的に成り立たないはずだからである²⁴⁾。しかし、判例は学説と異なる方向に進展している。下級審であるが、まず、台湾高等法院88（1999）年度家抗字第34号裁定で、「遺産の半分は（長男の）Aに相続させ、残りの半分は（孫の）Bに遺贈する」という遺言の文言について、裁判所はBへの処分の性質を特に検討しなかったものの遺贈と解している。次に、同院94（2005）年度家上字第131号判決は、特定遺贈と包括遺贈の違いを詳しく論じた。すなわち、係争遺言には「一、生前の世話に対するお礼として、死後、すべての株券と現金200万円をXに贈与する。二、死後の事務はすべてXに委託する。葬式費用は私の貯金から支払うが、不足があれば、私の不動産を売却し、その代金をもって支払うこととする」と書かれていたが、遺言者の死亡時にその遺産としては株券の売却代金4,757,997元、不動産の売却代金10,620,000元があるも

23) 李宜琛『現行繼承法論』（国立編訳館，1948年）123頁。胡長清『中国民法繼承論〔台二版〕』（台湾商務，1966年）206頁。史尚寬『繼承法論』（自費出版，1966年）473頁。戴・前掲註（21）『繼承法』292頁。陳・黃・郭・前掲註（21）『民法繼承新論〔七版〕』346頁。

24) 林・前掲註（20）『繼承法講義〔四版〕』296～297頁。

の貯金は46,228元しか残っていなかった。Xは自らへの遺贈は不特定物遺贈で包括的な性質を有し、したがって遺産管理人のYに対して、貯金と200万元との差額を請求した。裁判所は、『遺言者が一定の財産をもって遺贈をした場合に、その財産が相続開始時において一部分が遺産に属しないときは、その一部分の遺贈は無効とする。全部が遺産に属しないときは、その全部の遺贈は無効とする。但し、遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う』²⁵⁾と民法1202条に定められている一方、包括遺贈は明文の規定がないものの、私的自治の原則から、遺言者は、遺産の全部または一部を目的とする包括遺贈、または特定の財産を目的とする特定遺贈のいずれも作成することができる。遺贈の効力は、それが包括遺贈かまたは特定遺贈かによる。包括遺贈の場合に、相続開始時に遺産が存在すれば、その遺産総額から割合を乗じて遺贈の価値を計算すべきであるが、他方で、特定遺贈の場合に、その目的の一部が遺産に属しないときは無効となる。…本件遺言は、現金・株券と不動産を分けて扱っており、すなわち、Xへの遺贈は特定の株券と現金200万元を目的とし、不動産を含まないものである。…本件の遺贈は特定遺贈であり、したがって、Xが不動産の売却代金を請求する権利はない」とした。

同様の問題は日本でも金銭について民法996条の適用があるかという形で議論されている。金銭や不特定物の遺贈には本条を適用せず、それが常に有効であり、遺贈義務者は相続財産を処分して調達しなければならないという否定説²⁶⁾と、目的物が相続財産中に含まれていない以上、本条の適用を肯定し、このような遺贈は無効と解すべきであるという肯定説²⁷⁾

25) 条文の翻訳は、村田彰・周作彩・邢曉璐「台湾遺言法台日対訳」流経法学11巻2号(2012年)141頁を参照したものである。

26) 中川善之助・泉久雄『相続法【四版】』(有斐閣, 2000年)574頁注9。

27) 中川善之助・加藤永一編『新版 注釈民法(28)相続(3)【補訂版】』(有斐閣, 2002年)246頁【阿部徹】。

とが対立している。これまで台湾ではこの問題はほとんど意識されていなかった²⁸⁾。2005年のこの判決は、不特定物である金銭の遺贈について民法1202条の適用があるとはじめて判断したものである。裁判所は、特定遺贈と包括遺贈の性質の違いを論じた上で、本件の金銭の不特定物の遺贈が前者すなわち特定遺贈に当たると解した。結論の妥当性はともかく、その論理から包括遺贈という概念が、ある程度、実務に受け入れられてきているといえよう²⁹⁾。

さらに、受遺者と遺贈者との関係から観察すれば、遺贈は確かに法定相続人でない者に対するものが多いが、法定相続人への処分を遺贈と解している判例も一定数は存在する³⁰⁾。

②遺贈の法的効力

遺贈の法的効力について、台湾の民法は物権変動につき形式主義を採り、不動産の物権は登記、動産の物権は引渡しとその効力発生要件となっているため、通説³¹⁾と判例はともに遺贈は債権的効力しか有しないと考えている。ただし、ここで指摘しておく必要があると考えるのは、債権的効力または物権的効力という用語はその内容が明確ではなく、必ずしも有益な区別ではないことである³²⁾。本来は場面を分けて受遺者の権利を検討し、

28) 学説の中に、これについて言及した唯一のものは、史・前掲註(23)『繼承法論』489頁。すなわち、不特定物の遺贈は、その目的物が遺産に属するかを問わず、遺贈義務者はそれを履行する義務を負う。また、金銭の遺贈も同様である。

29) なお、本件確定後、2006年にXは学説の主張を根拠に、本件遺贈が不特定物の遺贈に該当し、民法1202条を適用した原確定判決は法令の適用に明らかな間違いがあるととして、再審の訴えを提起したが、同裁判所の95年度家再字第5号判決は、理由がないとしてXの請求を棄却した。

30) 例えば、最高法院96年台上字第1282号、86年台上字第921号、86年台上字第432号等の判決。遺贈に関連する判例に対する整理と考察は、黃詩淳「特留分意義之重建——一個法制史的考察」台大法学論叢39卷1期(2010年)144~146頁。

31) 林・前掲註(20)『繼承法講義[四版]』296~297頁。戴・前掲註(21)『繼承法』295頁。陳・黃・郭・前掲註(21)『民法繼承新論[七版]』349~350頁。

例えば、受遺者が相続人に遺贈の目的物の引渡を請求する権利は消滅時効にかかるのか、受遺者は引渡までの果実を主張できるのか、受遺者は直ちに目的物を第三者に譲渡できるのか、受遺者は登記名義なくして第三者に対して目的物の返還または損害賠償を請求できるのか、という個別の結論から遺贈の全体の法的効力を析出するのが妥当であろうが、台湾のこれまでの判例と学説は、遺贈に関しては逆の操作を行っており、つまり、まず概念的にそれが債権的であると確認してから、消滅時効、果実、損害賠償請求等の問題について判断を導き出している。ただ、この傾向は遺贈に限られており、相続分の指定と遺産分割方法の指定についてはそうではなく、むしろ具体的な問題解決から出発している（詳論は後の(2)と(3)に譲る）。

さて、遺贈の債権的効力を認めた代表的な判例として、最高法院86年台上字第550号判決は、「遺贈は債権的効力を有するにすぎない。受遺者は相続開始時に遺贈物の所有権又は他の物権を当然に取得するわけではない。遺産管理人又は遺言執行者は、相続債務を返済してはじめて、遺贈の目的財産を受遺者に登記移転し又は引き渡すことができる。したがって、受遺者は移転登記又は引渡を受ける前に、遺贈の目的財産について第三者に対して何ら請求することができない」と述べた上で、遺贈目的物を侵害した第三者に対する損害賠償請求の訴訟において、受遺者である原告を敗訴させた原審判決を維持した。すなわち、被相続人の死亡時には、受遺者は、相続人または遺言執行者に対して不動産の登記移転または動産の引渡しを請求することができるにすぎず、相続と同時に即座に目的物の物権を取得するわけではない。

③遺贈の登記手続

不動産が遺贈の目的である場合には、まずは相続人が相続登記を経由し、

32) 伊藤昌司『相続法』（有斐閣、2002年）107～108頁は、物権的か債権的かという問題自体がドイツ的なものであり、これに固着した解釈が妥当な結論に結びつかないと指摘している。

その後に登記移転権利者である受遺者が、登記移転義務者である相続人と共同で、遺贈目的物の移転を申請することとなる。これは土地登記規則の123条1項に明文の規定がある。

とはいえ、遺贈登記に関する共同申請の原則は、台湾においてはそれほど歴史が長いわけではない。1946年の立法当時には遺贈登記どころか、相続登記に関する明文の規定すら欠いていた。その後、同規則は、1980年改正時によりやく相続と遺贈による不動産に関する権利の取得の登記につき規定が設けられるようになったが、共同申請ではなく、権利者による単独申請でよいとされていた（1980年土地登記規則26条3号）。遺贈に関する共同申請主義は、結局は1995年に確立したものであり、当時は旧第26条を28条に移動し、3号に規定していた「遺贈」の文言を削除した。さらに85条1項が新設され、それによると、遺贈の登記手続は、まずは相続人が先に遺贈目的物である不動産について「相続登記」を申請し、次に、遺贈目的物の移転登記について、受遺者を手続上の登記権利者、遺言執行者または相続人を手続上の登記義務者とする「共同申請」によって、登記名義が受遺者へ移転される。この文言は現在の123条1項とほぼ同様である。

上述した遺贈に関する登記のルールの変遷は、人々の遺贈に対する意識を反映しているといえよう。1995年の法改正まで相続と遺贈の登記手続は区別されず、同様にある者の死亡によって不動産を取得したことから、受遺者があたかも相続人のような存在として認識されていた。この実務の扱いが長い間、争いを惹起しをなかったのは、おそらく、受遺者の多くは相続人であったからではないか。例えば、1991年5月3日の法務部（80）律字第6480号解釈は、公正証書遺言による相続人の一人に与える不動産の遺贈について、「仮に遺贈に土地権利の効力が生じた場合に、登記所は、土地登記規則26条3号及び同29条により、遺言内容通りの共有登記を行うことができる」とした³³⁾。「遺贈に土地権利の効力が生じた場合」は一見意味不明であるが、物権的効力が生じた場合を指しているのであろう。言い

換えれば、遺贈は、原則として債権的効力しか有しないものの、相続人を受遺者とするものは物権的効力があり、それもまた当時の土地登記規則26条3号が相続と遺贈とを同列に規定しているからだ、と内政部は考えている。しかし、これでは当然ながら裁判実務と学説とは合致しない。とはいえ、この解釈は受遺者は多くは相続人であり、したがって相続人と同様の待遇（物権的権利を有する者）を認めてよいという現実を物語っている。

実は1990年に入ってから、遺贈の登記手続に関する行政解釈は突如増え始めた。前述した1991年内政部解釈はまだ土地登記規則の単独申請原則を肯定していたが、翌年の二つの行政解釈は異なる見解を示している。まず、法務部（81）法律字第6101号（1992年4月24日）解釈は、当時の土地登記規則26条3号における遺贈に関する単独申請の定めが通説の債権的効力説にそぐわず、受遺者は遺言執行者と共同で移転登記申請を行うべきではないかと指摘していた。次に、二ヵ月後の内政部（81）台内地字第8181523号（1992年6月20日）解釈は、受遺者は土地登記規則26条3号の遺贈登記を申請する際に、たとえ条文に規定がなくても、相続人・遺言執行者または遺産管理人の印鑑と身分証明を添付すべきことを求め、実質的に共同申請主義を採り入れたといえる。さらに、1994年5月2日の法務部（83）法律字第8742号解釈は一步進んで、1992年の同部の解釈と通説の見解を引用した上で、遺贈の登記における共同申請原則の採用及び土地登記規則の修正を内政部に薦めた。

それがきっかけであろうか、1995年の土地登記規則における遺贈の登記は、共同申請へと改正された。すなわち、1990年～1995年の間は、遺贈の登記手続に関する動揺の時期であり、その背後には受遺者の身分の多様化や受遺者と相続人間の対立が顕在化してきた事情があるからなのではないかと推測できる。

33) 内政部の（80）台内地字第921512（1991年5月17日）解釈は同様な見解を採っている。

(2) 相続分の指定

被相続人は法定相続分と異なる割合の相続分を指定することができ、これが相続分の指定と呼ばれる。相続分とは、各相続人の遺産に対する割合的な持分であるから、観念的には相続人でない者は相続分の指定を受けることができない。台湾の民法には相続分の指定に関する明文の規定がおかれていないが、判例と学説³⁴⁾はその存在を肯定している。

① 相続分の指定と認定される処分

典型的な相続分の指定は、相続人につき、遺産の何割とか、何分のいくつとかを与えるという処分³⁵⁾であろう。例えば、台湾台中地方法院94(2005)年度家訴字第112号判決は、「甲、乙土地は長女A、次女Bと三女Cにそれぞれ三分の一の割合で共同相続させる」という遺言の記載が相続分の指定に当たると判示した。

他方で、遺言で遺産の全部または特定の遺産を、特定の相続人に単独に相続させる処分(つまり割合的な処分ではないもの)は、相続分の指定と認められるのか。前者について、例えば、台湾宜蘭地方法院96(2007)年度家訴字第19号判決の事案では、すべての遺産を長男に単独で相続させる遺言であり、これは相続分の指定と認定された。後者については、例えば最高法院81(1992)年台上字第1042号判決では、被相続人は遺産の中のすべての不動産を相続人の一人に相続させるという遺言を残したが、それもまた相続分の指定と解された³⁶⁾。特定の遺産を特定の相続人に与えるとい

34) 林・前掲注(20)『継承法講義[四版]』21と336頁。戴・前掲註(21)『継承法』61頁。陳・黄・郭・前掲註(21)『民法継承新論[七版]』60～63頁。

35) 中川善之助代表『註釈相続法(上)』(有斐閣, 1954年)167頁[加藤一郎]。

36) 他に類似する事案として、例えば最高法院91(2002)年台上字第556号判決、台湾高等法院高雄分院87(1998)年度家上字第158号判決、台湾高等法院98(2009)年度重家上字第6号判決はともに、特定の不動産を子の一人に相続させるという処分であり、相続分の指定と認められた。

う処分は、本来は特定遺贈と理解されるべきものである³⁷⁾が、裁判例のような考え方は相続分の指定と遺贈との区別を曖昧化させてしまい、この点は学説によってしばしば指摘されている³⁸⁾。

しかし、この状況は2011年の最高法院の見解によって転機を迎えた。同院100(2011)年度台上字第1747号判決は、まさに遺言による財産処分が相続分の指定か遺贈かという法性決定の問題を扱っており、しかも最高法院と原審とは異なる結論を採用した極めて興味深いものである。事実の概要は次の通りである。遺言者Aは1982年に係争遺言を作成し、1989年に死亡したが、その相続人が息子XとY₁、娘Y₂、Y₃、Y₄で合計5人だった。当該遺言は、番号1～24の土地と番号25の建物をXとY₁に一定の割合で相続させると共に、今後遺言者Aと妻Bのすべての債権・債務及び死後の遺産税もまた、XとY₁に取得または負担させ、さらに、その死後、共同相続人が本件遺言通りに相続登記を行うべきであると定めている。遺産は、遺贈の目的物である財産のほかには、めぼしいものがない(花蓮の二筆の土地と道路予定地があるものの、価値が低い)。XとY₁は他の遺産に関する分割の方法については意見が一致しなかったが、遺言に書かれた処分が相続分の指定に当たり、この部分については遺言通りに分割すべきであると主張した。これに対して、Y₂、Y₃、Y₄は、遺言による財産処分はすべての遺産について指定している訳ではなく、一部の特定財産を特定の相続人に与える内容であるため、それが遺贈であり、債権的効力しか有しておらず、Aの死亡時から本件訴訟の提起時である2008年まではすでに19年間経過しており、時効によって消滅したと抗弁した。

37) 山島正男「相続分の指定」中川善之助教授還暦記念家族法大系刊行委員会編『家族法大系VI』(有斐閣、1960年)273頁。

38) 呉・前掲註(22)「遺囑之解釈」17頁のほか、かつて筆者も同様に解していた。黄詩淳「台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能(3)——特に日本法との対比で」北大法学論集57巻6号(2007年)410頁。

この争点をめぐって原審と最高法院は詳細な論証を展開している。まず、原審（台湾高等法院台中分院99年度重家上字第5号判決）は「遺言によって特定の遺産を特定の相続人に与える（例えば甲不動産をAに与えるという）処分は、遺産分割方法の指定、相続分の指定を伴う分割方法の指定、あるいは遺贈と解されるかが問題となるが、三者とも可能性がある。その判断は被相続人の意思の解釈によるが、日本の研究者と多くの実務の見解は分割方法の指定と認めている（仮にその価値が法定相続分を超えた場合は相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定と解される）。ただ、被相続人が遺言により特定の遺産を特定の相続人に与え、しかし他の相続人の取得分について何ら言及していない場合に、被相続人は特定遺産の帰属のみに関心を持っており、相続分の変更ではないから、遺贈と解した方がその真意に相応しいといえよう」として、Y₂らの時効の抗弁を受け入れ、最終的には法定相続分通りに遺産を分割する判決を下した。

しかし、最高法院は以下の理由によって原判決を破棄し差し戻した。簡単にまとめれば、第一に、本件遺言による財産処分は、すべての遺産に及んでいないとはいえ、価値のあるものについては、男性子孫であるXとY₁へ帰属するという明確な内容であるため、遺言時に兄弟（諸子）均分相続の慣習に合致している。本件は、一つまたは二つの財産を特定の相続人に相続させ、他の遺産について明言していないという状況ではない。一つまたは二つの財産を特定の相続人に相続させる処分は遺贈と解してよいが、本件のような全部に近い遺産についての処分は相続分の指定と認められるべきであろう。第二に、遺産に債務が含まれている場合に、相続人らは指定された相続分の割合で債務を負担する。他方で、遺贈の存在は債務負担の割合に影響せず、相続人らは法定相続分に応じて相続債務を負担することとなる。本件遺言は、遺言者Aとその妻Bの債務について、指定相続分通りにXとY₁に負担させるものである。第三に、遺言には「遺言通りに相続登記を行うべきである」と書かれたことを根拠として、Xは本件処分が

相続分の指定であると主張したが、原審は、そもそも土地登記規則123条1項によれば、遺贈の登記を行う前に相続人による相続登記を経る必要がある、本件遺言における「相続登記」もまたその意味にすぎないから、「相続登記」という言葉から直ちに本件処分が相続分の指定と推論してはならないとした。この論理に対して、本件遺言の作成時（1982年）には、同規則123条1項がまだ存在しておらず、遺贈の登記が相続登記を前提とするわけではないため、遺言に書かれた「相続登記」を、（現行法における）遺贈登記の先決手続である「相続登記」とした原審の判断は妥当でないと最高法院は指摘している。

総じていえば、本件は、遺言による財産処分が相続分の指定と遺贈のいずれに該当するかを区別する実益を明確に示している。すなわち、まず、物権的効力と債権的効力との違いから、前者に基づく請求権は時効にかからない³⁹⁾のに対して、後者の遺贈に基づく請求権は15年の制限がある（民法125条）。次に、不動産登記の手続においても両者の差異が出てくる（詳しくは後の③に検討）。そうすると、区別の基準は重要となり、本件では処分の目的物の多寡と債務の負担の有無が具体的な結論に大きな意味を持っていた。

②相続分の指定の法的効力

相続分の指定は、相続人の遺産の取り分に対する割合的修正であるため、具体的に遺産の中の何を取得するのかが遺産分割手続を経ないと決まらない。遺産分割によって特定の遺産が特定の相続人に帰属することが確定するまでは、相続分は理論的には遺産に対する割合的な持分である。また、台湾における遺産共有が合有（民法1151条明文）であり、相続分は潜在的・抽象的な持分にすぎず、個々の財産に対する具体的な持分ではない

39) 台湾では登記された不動産は、その物権的請求権が消滅時効にかからない。この原則は司法院の1965年の積字107号によって確定された。これに合わせて、登記された不動産もまた時効取得の対象とならない（民法769、770条）。

ため、受益相続人は特定の遺産における持分を第三者に譲渡することができない。これは合有を採用した以上は当然の帰結であり、日本の状況とは異なっている。

相続分の指定が物権的なのか債権的なのかは、上述の譲渡できないという特徴だけからは決定することはできない。台湾の学説はこの点について全く論じていないが、以前筆者は、個々の財産に対する持分を処分できないという性質、また、当然ながら個々の財産の処分もできないこと、さらに、遺産全体に対する持分の第三者への一括処分も認められないと解される⁴⁰⁾ことから、相続分の指定は物権的な効力を有しないと主張していた⁴¹⁾。しかし、先述①の2011年最高法院判決の（時効にかからない）解釈及び後述③の登記実務の取扱い（相続分の指定の単独申請主義）は、より物権的効力説に親和的である。また、2003年8月29日の法務部解釈（法律決字第920036217号）は、遺言により相続分の指定を受けた受益相続人が、被相続人より先じて死亡した場合に、その指定された相続分がその直系卑属によって代襲されると解している。これに対して代襲受遺は原則としては認められない（台湾民法1201条、日本民法994条1項）ため、この点もまた、相続分の指定と遺贈との相違である。

③相続分の指定の登記手続

土地登記規則の第120条第1項によれば、共同相続人の一人は相続人全員の利益のために、単独で不動産の合有の登記を申請でき、また、共同相続人全員の同意があれば、共有の登記をも申請できる。その際に、同法第119条第1項の書類、すなわち戸籍謄本及び相続関係図等を提出する必要

40) 史・前掲註(23)『継承法論』177頁。謝在全『民法物権論(上)』(自費出版, 1995年)385頁。王沢鑑『民法物権第一冊通則・所有権』(自費出版, 2001年)383頁。陳・黄・郭・前掲註(21)『民法継承新論[七版]』127頁。

41) 黄・前掲註(38)「台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能(3)——特に日本法との対比で」412頁。

があるが、これには遺言が含まれていないため、登記官は相続分の指定を知ることができない。そのため、第120条第1項の相続登記は必然的に法定相続分の割合に等しい合有の登記ということになる。

しかし、内政部の1992年6月20日の台(81)内地字第8181523号解釈は、既に述べた遺贈の登記につき相続人の印鑑と身分証明を求めるほか、「仮に被相続人の遺言が遺産について相続分を指定した内容であり、遺贈ではないなら、遺言内容通りの相続登記を行うべきである」と解している。言い換えれば、相続分の指定の登記は、遺贈の登記に関する共同申請主義と異なり、受益相続人が遺言及び他の必要書類を提出すれば、単独で登記を行うことができる。これは日本法の相続分の指定に関する解釈と同様の結果となる。

ところが、遺言の効力は常に保証されるものではない。このような遺言による相続分指定の登記は、後に覆される可能性がある。したがって、仮に無効な遺言をもって登記を経由した受益相続人が、登記を信じた善意の第三者に目的物を処分してしまえば、他の共同相続人は第三者に何も請求できず、受益相続人に損害賠償を求めるしかない。つまり、遺言の脆弱性は共同相続人に損害を与えてしまう恐れがある。

(3) 遺産分割方法の指定

台湾民法第1165条第1項は、被相続人が遺言により遺産分割方法を定めることができると規定している。学説はこれを「協議分割」と「裁判分割」と並んで、遺産分割方法に分類している⁴²⁾。ただし、具体的にどのような処分がそれに当たるのかは必ずしも明確ではない。

①遺産分割方法の指定と認定される処分

台湾の通説によると、分割方法の指定とは、現物分割、換価分割、代償

42) 林・前掲註(20)『継承法講義 [四版]』111頁。戴・前掲註(21)『継承法』134～135頁。陳・黄・郭・前掲註(21)『民法継承新論 [七版]』145～146頁。

分割等の方法である。その対象としては遺産の全部はもちろん、遺産の一部について分割方法を指定してもよいとされている⁴³⁾。また、遺産分割に参加できる者は相続人に限られるから、遺産分割方法の指定の受益者は相続人であろう。

遺産分割方法の指定を認定するのにあたって、裁判例は一部の遺産に対する処分と一部の相続人に対する処分を肯定し、緩やかな基準を適用している。例えば、台湾士林地方法院96(2007)年度重家訴第3号裁定では、遺言書には、係争の四筆の土地は(相続人の)Aと(相続人ではない)Bに均分に与える、と記載されているが、裁判所は、Bに対する処分は遺贈で、Aに対するそれは遺産分割の指定であると解した。その他、台湾高等法院93(2004)年度重家上字第8号判決は、共同相続人が5人の事案であるが、遺言は、すべての家屋と土地はAに相続させるものの、動産については言及していなかった。しかし、Aに与える不動産の価値が法定相続分を超えたため、この処分は相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定とされた⁴⁴⁾。したがって、処分の内容からは、遺産分割方法の指定と相続分の指定は明確に区別しがたいことになる。それにもかかわらず、両者の法的効果は以下の②の2008年最高法院の判決によりはっきりと区別されることとなった。

②遺産分割方法指定の法的効力と登記手続

遺産分割方法の指定の効力について、学説はまったく議論しておらず、せいぜいそれが遺留分を侵害することができないと指摘するにとどまっている。他方で、裁判例と登記実務はこの問題について興味深い変化を遂げてきた。それはほとんど登記手続をめぐる争いであるから、以下では法的効力と登記手続を合わせて論じることとする。

43) 林・前掲註(20)『継承法講義 [四版]』112頁。陳・黄・郭・前掲註(21)『民法継承新論 [七版]』146頁。

44) 林・前掲註(20)『継承法講義 [四版]』112頁は、同様な理解を示している。

最高法院82（1993）年台上字第2838号判決では、遺言者は、甲不動産をX1とX2に六分の一ずつ相続させ、乙不動産をX1とYに半分ずつ相続させるという遺言を作成した。相続人は妻X2、長男X1と次男Yである。遺産分割方法の指定の内容通りに（共有の）登記せよと求めるX1とX2の主張について、最高法院は、まず（共有の）相続登記は単独申請でできるものの共有の登記は相続人全員の同意を必要とする土地法と土地登記規則の規定を示した上で、本件では他の相続人が遺言の内容通りの配分に同意していないから、原告が他の相続人に（共有の）登記手続を強制できないと判示した。つまり、遺産分割方法の指定について、他の共同相続人が異議を唱える場合には、指定通りの（共有）登記は無理である。結局、（共有の）登記は、相続人全員が合意すなわち協議分割してから共同で行うか、または判決（裁判分割）によって行うものであり、遺言（遺産分割方法の指定）の効力によって実現するのは不可能である。すなわち、遺産分割方法の指定によって、裁判分割のように形成的効力すなわち目的物が遺産から逸脱して直ちに受益相続人に帰属するわけではなく、それは遺贈に類似し、登記手続が権利者（受益相続人）と義務者（他の相続人）の共同で行われるべきことになる。

しかし、法務部と内政部はともに2004年の行政解釈⁴⁵⁾で、遺産分割方法の指定が、特定の相続人に単独で特定の不動産を取得させ、共有の状態を生じさせない場合に、被相続人の死亡時に遺言が効力を生じ、その定めた遺産分割方法の通り、受益相続人が直ちに不動産所有権を取得し、民法第1151条の遺産共有及び土地登記規則の第120条が適用されず、すなわち受益相続人が単独所有者の地位に基づいて単独で登記の移転を行える、という立場を採った。

45) 法務部2004年11月15日法律決字第930040074号と内政部2004年11月19日内授中辦地字第930016064号。

その後、この見解は裁判所の支持も得ることとなった。つまり最高法院97（2008）年度台上字第2217号判決は、上述した行政解釈を根拠として引用した原審の判断をそのまま維持し是認した。ちなみに、原審は、「本件のXは単独で係争土地の持分を取得したから、Yの同意を得て共同して登記を行う必要がない」と判示している。

判例の見解では、相続に関する土地登記規則120条1項（後段における共有登記に関する全員合意の要件）及び遺贈に関する同規則123条1項（共同申請の要件）は、本件の遺産分割方法の指定には適用されず、遺産分割方法の指定が、特定の相続人に特定の不動産を取得させるものであるならば、当該不動産は共有の遺産とはならず、受益相続人によって単独所有の登記が認められるということになる。換言すれば、このような遺産分割方法の指定の目的物の物権が遺産から離脱し直接に受益相続人に帰属することとなる。これは単独帰属指定型の遺産分割方法に物権的効力（直接の権利移転効）を認めた画期的な判例である。

1993年と2008年の二つの判決を併せて考えると、遺産分割方法の指定は二種類ある。共有帰属指定型は権利移転効を有せず、登記手続を実現するためには他の共同相続人の同意が必要である。他方で、単独帰属指定型には権利移転効があり、受益相続人が単独で登記名義を自らに移転でき、当然ながらこの目的物は遺産分割の対象とならない。このような台湾の登記実務ないし判例の態度は、日本の有名な「相続させる旨の遺言」に関する判例理論の展開を彷彿させる。そのため、このような強力な遺言による財産処分承認は、日本と類似する問題および批判を惹起しかねない。つまり、遺言の有効性の不確実さは、間違いなく他の共同相続人の利益を害する危険性がある⁴⁶⁾。とはいえ、第三者の取引の安全に関しては、台湾の登記には公信力があるため、問題は日本ほど深刻でない。まず、（受益者ではない）他の共同相続人が、遺産分割方法の指定の目的財産の物権を自己名義に登記を移転することは、手続上不可能である。登記が備わらなければ

ば、たとえ他の共同相続人が（被相続人の死亡の事実と共同相続関係を証明できる）戸籍謄本を第三者に提示しても、第三者はこれを信頼して取引することはない。そうすると、遺産分割方法の指定の受益相続人が登記を備えていない間、目的物が他の共同相続人によって第三者に売却されてしまうことは、現実にはほとんどあり得ない。したがって、強力な遺言による財産処分は、第三者との関係では問題がまだ小さく、主には共同相続人間の争いを引き起こすにとどまっている。

四 結びに

1. 本稿のまとめ

これまで本稿で述べたことを簡単にまとめておこう。1990年以降、台湾の社会では、世帯規模の縮小、家族連帯の弛緩、人口構造の高齢化が進んできているが、民法相続編は、相続債務に対する責任以外はほとんど改正されていない。ただし、遺言慣行を見る限りでも、相続の実情は確実に社会の変化と共に変わっている。まず、遺言の絶対数及び死亡人口に対する割合は確実に上昇している。次に、遺言による財産処分の内容を実際に観察すれば、遺贈・相続分の指定・遺産分割方法の指定の区別が不要だったという伝統的な学説のイメージを超え、裁判例と登記実務では、徐々に異なる類型の遺言による財産処分が形成され始めている。

遺贈については、1990年～1995年の間に、その登記手続について登記実務は揺れていたが、95年の土地登記規則の改正で単独から共同申請の原則

46) 伊藤昌司「共同相続と遺言法」野村豊弘・床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（2008年、商事法務）115頁は、遺言の不安定性から相続人が害されると述べている。水野紀子『「相続させる」旨の遺言の功罪』久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分 第1巻 遺言』（第2版）（2012年、日本評論社）216頁は、他の共同相続人による遺言無効の主張と遺留分の減殺請求を呼び起こしてしまうと指摘している。

に変えられた。遺産取得の原因が遺贈または相続によって様々な面において効果が異なっていることは、現在は常識となっているが、90年までの台湾では全く意識されていなかった。その理由としては、遺贈による財産処分の少なさと受遺者の多くは相続人だったからであろうと推測される。また、2005年に包括遺贈の性質に関してやや詳しく検討した下級審判決が初めて現れた。

相続分の指定について、1992年の行政解釈がその登記手続と遺贈の登記手続とを区別すべきであると示して以来、相続人は法定相続分通りの登記のみならず、遺言を添付すれば指定通りの登記を単独で行うことが可能となった。このように登記を完了すれば、受益相続人は有効に目的物（全部ないし一定の持分）を第三者に譲渡することができる⁴⁷⁾ため、複雑な遺産分割を避けて利益を享受するメリットがある。相続分の指定と遺贈の間のいま一つ重要な相違は、目的物の引渡請求権が消滅時効にかかるのか否かであり、そのことは2011年最高法院判決によって判示された。

遺産分割方法の指定は、遺産をいかに共同相続人に帰属させるのかという内容であり、相続分の指定と同じように受益者が相続人に限られているため、両者の区別は必ずしも容易ではない。1993年の最高法院判決は、共有帰属指定型に関する事案であり、受益相続人の単独による登記移転を否定した。しかし、この種の遺産分割方法の指定は、相続分の指定とさほど変わらないのではないか。例えば、甲土地をAとBの二人の相続人に二分のずつ相続させるという処分は、遺産分割方法の指定（共有帰属指定型）または相続分の指定のいずれと法性決定をしても不合理ではない（現実に上述した2011年最高法院判決ではこのような処分があり、相続分の指

47) 台湾民法759条は、相続、強制執行、徴用、裁判所の判決または他に法律行為でない原因によって登記取得の前に既に不動産の物権を得た者は、登記を経由しなければ物権を処分することができないと定めている。

定とされた)。それにもかかわらず、遺産分割方法の指定と認定されれば、93年判決によると、登記の移転は共同申請原則に服さなければならないのに対して、相続分の指定と決定されると、92年の行政解釈を根拠として受益相続人の単独で登記申請できる。この効果の区別が果たして妥当なのかは疑わしい。さらに、2008年の最高法院判決は、もう一つの遺産分割方法の指定（単独帰属指定型）について、受益相続人が単独で登記名義を自らに移転できること、すなわち権利移転効を認めた。その長所は相続分の指定と同様に、つまり受益相続人が速やかに登記を備え、第三者に権利移転できることにあろう。

全体的にいえば、90年代からは、典型的な遺言による財産処分である遺贈が相続分の指定および遺産分割方法の指定と徐々に乖離していく過程である。その中のもっとも重要なポイントは登記である。遺言の内容通りの相続分及び遺産分割方法について物権的・単独登記移転効を容認することは、ある意味では遺言による新たな財産処分を作り出したともいえる。それは、債権の効力しか有しない遺贈と異なり、より強い効力を持つ処分を求めている遺言者の意思を尊重した結果であろう。これもまた、台湾の被相続人が、高齢化・家族連帯が弛んだ現代社会において、法定相続以外の配分方法を必要とするニーズが現実に存在し、かつそれを実現する動きが起きていることを表している。

2. 残された問題

遺言は、それ自体の真正性もさることながら、たとえそれが真正の遺言であっても後の遺言と矛盾する、つまり撤回される可能性があるという、常に不確実性を伴うものである。遺言を用いれば単独で登記名義を自らに移転できるという相続分ないし単独帰属型の遺産分割方法の指定は、受益者でない共同相続人を害するおそれがある。すなわち、受益相続人が素早く目的物の登記を得て、第三者に売却した場合に、後に遺言が無効と判明

しても、第三者が善意で登記を信頼した限りは物権を取得することができるため、他の共同相続人は目的物の返還を主張しえず、受益相続人に対して損害賠償を請求することしかできない。したがって、台湾において遺言の危険さと強力な遺言による財産処分で被害を受ける可能性のある者は、共同相続人に限られており、取引上の第三者は登記の公信力によって守られているため、被害者とはなりえない。言い換えれば、遺言による受益者は、場合によっては相続人より優位であるが、第三者との関係では登記がなければ何も主張しえない（〈表六〉を参照）。日本では法定相続分、相続分の指定、分割方法の指定における受益相続人は登記なしに第三者にも権利主張できるため、第三者の保護が問題となっているが、台湾ではそれは特に懸念されていない。

〈表六⁴⁸⁾ 遺言による財産処分——裁判例と登記実務の見解の整理

	登記申請にあたり 他相続人への優位 (○×)	対第三者との関係 で登記の要否	目的物の引渡請 求権の消滅時効
特定遺贈	共同 (×)	要	有 (15年)
包括遺贈	? (×と推測)	要	有 (15年)
相続分の指定	単独 (○)	要	無
遺産分割方法の指定			
共有帰属指定型	共同 (×)	要	無
単独帰属指定型	単独 (○)	要	
法定相続	単独 (○)	要	無

近年、台湾では少子化、晩婚・不婚化が進んでおり、今後は、配偶者や子と同居していない高齢者がますます多くなっていくと予想されている。このような背景の下で、遺産の配分のみならず、老後の財産管理や死後の事務処理の契約ないし遺言が増えていくのであろう。本稿は1990年からこれまでの台湾の遺言法の実態を、遺言の数量及び遺言による財産処分の

48) この表は、副田隆重「六 遺言の効力と第三者の利害」野村豊弘・床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（2008年、商事法務）70頁の表1を参考として、さらに加筆・修正したものである。

内容に関する分析によって、若干は明らかにしたと考える。遺言法には他の課題も含まれており、例えば、要式性、遺言能力、撤回等の問題は、本稿では取り上げられなかった。遺言法の実態（例えば、遺言の種類、遺言者の性別・家族関係、遺言受益者の身分、受益財産の金額、遺留分侵害の有無、裁判所の態度）をより完全に解明するためには、さらに多くの裁判例を整理する必要がある、筆者の次の研究課題である。いずれにせよ、今後台湾における相続法学の方向としては、現在の法定相続のルールの合理性を再検討し、さらに、多様化した老後生活を支えるため、より多くの生前・死後処分が用意されることが必要であると考ええる。